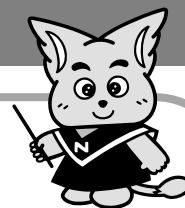


介護保険各種負担限度額認定の有効期限は、6月30日までとなっております。
現在認定証をお持ちの方で、今後利用される方は更新手続きを行ってください。

各種負担限度額認定とは ○負担限度額認定（食費、居室費の限度額）
○特定負担限度額認定（旧措置者の方）
○社会福祉法人等利用者負担軽減（低所得者で一定基準を満たす方）
申請される方は担当の介護支援専門員か役場住民福祉課までご相談ください。

【お問い合わせ先】 役場住民福祉課（☎ 77 - 3614）支所住民福祉室（☎ 78 - 2212）

国民年金だより



年金受給者の皆様へ

「年金振込通知書」が送付されます

国民年金・厚生年金保険・船員保険の年金の支払いは、年6回偶数月（2月・4月・6月・8月・10月・12月）にそれぞれの前2ヶ月分が支払われますが、その年度に支給される年金額をお知らせする「年金振込通知書」の送付は、毎年6月に送付しています。

この通知書は、向こう1年間の年金支払額をお知らせするものですが、郵便局の窓口で年金送金通知書により現金で年金を受け取っている方は、年6回支払月ごとに年金送金通知書が送付されます。

なお、年度途中で年金の支払額や支払金融機関などに変更があった場合は、その都度、変更後の支払額や支払金融機関についてお知らせが送付されます。

※平成21年度の年金額は、平成20年度の年金額と同額となるため、「年金額確定通知書」は送付されません。

国民年金保険料の付加保険料について

○国民年金第1号被保険者・任意加入被保険者が定額保険料に付加保険料をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされます。

付加保険料は、月額400円です。

付加保険料の受給額は、200円×付加保険料納付月数です。

例えば付加保険料を10年間納付した場合

付加保険料・・・400円×10年（120月）＝48,000円

付加保険額・・・200円×10年（120月）＝24,000円（年額）

付加年金を2年間受給すると納付した付加保険料総額と同額となります。

○付加年金は、任意加入です。

お申込窓口は、お住まいの市町村役場です。

※付加年金は老齢基礎年金と合わせて受給できる終身年金です。

※付加年金は定額のため、物価スライド（増額・減額）はありません。

※国民年金基金に加入中の方は、付加年金に加入することはできません。

※付加保険料は、納付期限を過ぎると納付できません。納付期限は翌月末日（休日・祝日の場合は翌営業日）です。